

第 6626 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 2月 22日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 令和2年4月～6月裁決事例

**Q** : 令和2年4月から6月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがあったのですか？

**A** : 次のものがありました。

### 【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和2年4月から6月の裁決事例が公表されました。

公表されたのは、国税通則法関係が1件、所得税法関係が2件、相続税法関係が1件、消費税法関係が2件の6件です。

主なものには、次のものがありました。

### 【相続税法関係】

本件は、請求人が、相続により取得した土地について、鉄道騒音により利用価値が著しく低下している宅地に該当するとして、更正の請求をしたところ、原処分庁が認めなかったという事案です。原処分庁は、請求人が行った列車走行による騒音測定では、騒音による取引金額への影響を確認できないから、10%減額して評価する取扱いを適用することはできない旨を主張しましたが、審判所は、①本件土地の路線価には騒音要因がしんしゃくされていないこと、②本件土地は列車通過時に実際に騒音が生じていること、③自治体は、本件土地の固定資産税評価額の算定上、鉄道騒音補正を適用したことが認められるから、本件土地は、騒音により取引金額に影響を受ける宅地に該当すると認められる。したがって、騒音により利用価値が著しく低下している土地に該当するものとして、10%減額を適用して評価すべきであるとししました。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

